

島田市会計年度任用職員募集案内別表

No. 48

職種		勤務形態		応募資格(必要な資格)			
A	一般事務	パートタイム		有	元消防士 準中型自動車運転免許以上 (車両総重量5t以上の車両の運転可)		
業務内容		・自衛消防隊に関すること ・消防計画に関すること ・危険物の取扱に関すること ・公用車(バス、トイレカー)の管理(車検、点検、支払)運行に関すること ・拾得物に関すること、拾得金の収入に関すること ・庁舎内広告物及びデジタルサイネージに関すること ・窓口対応 ・上記以外の資産活用課に係る業務					
雇用 期間	開始日	令和 8 年 4 月 1 日			※任用後、1月間は条件付 採用となります。		
	終了日	令和 9 年 3 月 31 日					
勤 務 日		月曜日から金曜日のうち週4日					
1日の勤務時間		午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 0 分 まで 〔 7 時間 30 分 〕 ※勤務日及び勤務時間は所属長の指 定により変更する場合があります。					
週の勤務時間		30 時間					
休憩時間		60 分					
給料・報酬		月額 151,587 円から					
手 当 等		【フルタイム】 通勤手当、地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手 当、宿日直手当、期末・勤勉手当、退職手当を関係例規に基づき支給 【パートタイム】 通勤及び旅費に係る費用を関係例規に基づき支給 期末・勤勉手当を関係例規に基づき支給					
社会保険		健康保険	加入	厚生年金	加入	雇用保険	加入
週休日・休日		週休日 (土曜日、日曜日、月曜日から金曜日のうち所属長が定める1日) 国民の祝日に関する法律に規定する休日 令和8年12月29日 から 令和9年1月3日 まで					
就業場所		場 所	資産活用課				
		住 所	島田市中央町1番の1				
そ の 他							
特記事項		・給料・報酬額は、人事院勧告等の影響により改定されることがある(増額・減額ともに) ・地域手当、特殊勤務、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に係る報酬を関係例規に基づ き支給(パートタイムのみ) ・期末・勤勉手当支給月数は、島田市職員の給与に関する条例が改正された場合、年度 途中で変動されることがある(増額・減額ともに) ・窓口開庁時間の変更等が生じた場合、年度途中で勤務時間及び給料・報酬が変更と なる可能性あり					
問合せ先		所管課	資産活用課 庁舎管理担当			電話	0547-36-7169

※今後の予算状況等により、募集内容や人数が変更する場合があります。